



第1章 計画の基本的な事項

第1章 計画の基本的な事項

1. 計画策定の背景と目的

本市では、平成15（2003）年3月に「稲城市環境基本条例」に基づき「稲城市環境基本計画」を策定し、市民・事業者・学校・市が、それぞれの立場から様々な環境保全の取り組みを推進してきました。その第一次計画の計画期間の終了に伴い、平成25（2013）年3月に「第二次稲城市環境基本計画」を策定し、目指す環境像の実現に向けて、さらなる環境施策を推進してきたところです。

そして第二次計画の策定からさらに10年が経過しましたが、その間には国内外においても法律の制定をはじめとする様々な社会情勢の動きがみられます。特に、近年では地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響が顕著となり、猛暑や豪雨災害が激甚化し、気候危機というべき状況にあります。その地球環境への危機意識の高まりや、社会を取り巻く環境が大きく変化している中で、令和2（2020）年に政府による「2050年カーボンニュートラル（脱炭素化）宣言」が行われ、脱炭素社会に向けた取り組みが急速に進められています。

本市においても、地球温暖化の問題を私たち一人ひとりの問題と捉え、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいく必要があることから、令和5（2023）年に「稲城市カーボンニュートラル宣言」を行いました。

こうした背景のもと、第二次計画の計画期間の終了に伴い、「稲城市環境基本条例」に示される理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱や施策を改めて定めるために、「第三次稲城市環境基本計画」の策定を行うものです。



2. 計画の位置付け

本計画は、「稲城市環境基本条例」の第8条の規定に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されるものであり、「第五次稲城市長期総合計画」に掲げる本市の目指すべき将来都市像『緑に囲まれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城 ～みんなでつくる笑顔と未来～』の実現を環境面から目指すものです。

また、本計画は、本市の良好な環境づくりに向けての基本的な考え方、目標及び達成手段を明らかにするとともに、本市における各種計画や、施策の環境に関連する事業を立案・実施するにあたっての基本的な考え方を示す環境面の総合計画であり、他の関連する計画では、本計画と整合・連携・補完し施策を展開していくこととします。

なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を内包します。また、「生物多様性基本法」第13条に基づく「生物多様性地域戦略」については、平成27（2015）年3月に策定した「生物多様性いなぎ戦略」を基本にしつつ、指標など一部更新が必要な部分については本計画に内包します。

さらに、「稲城市環境基本条例」の第10条の規定に基づく「稲城市環境配慮指針」についても内包し、「市民」、「事業者」、「学校」の環境配慮の指針ともなっています。

市は「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）（第三次稲城市職員エコ・アクションプラン）」とともに一体的に環境施策を取り組むことにより、包括的な地球温暖化対策の推進を図っていくこととします。

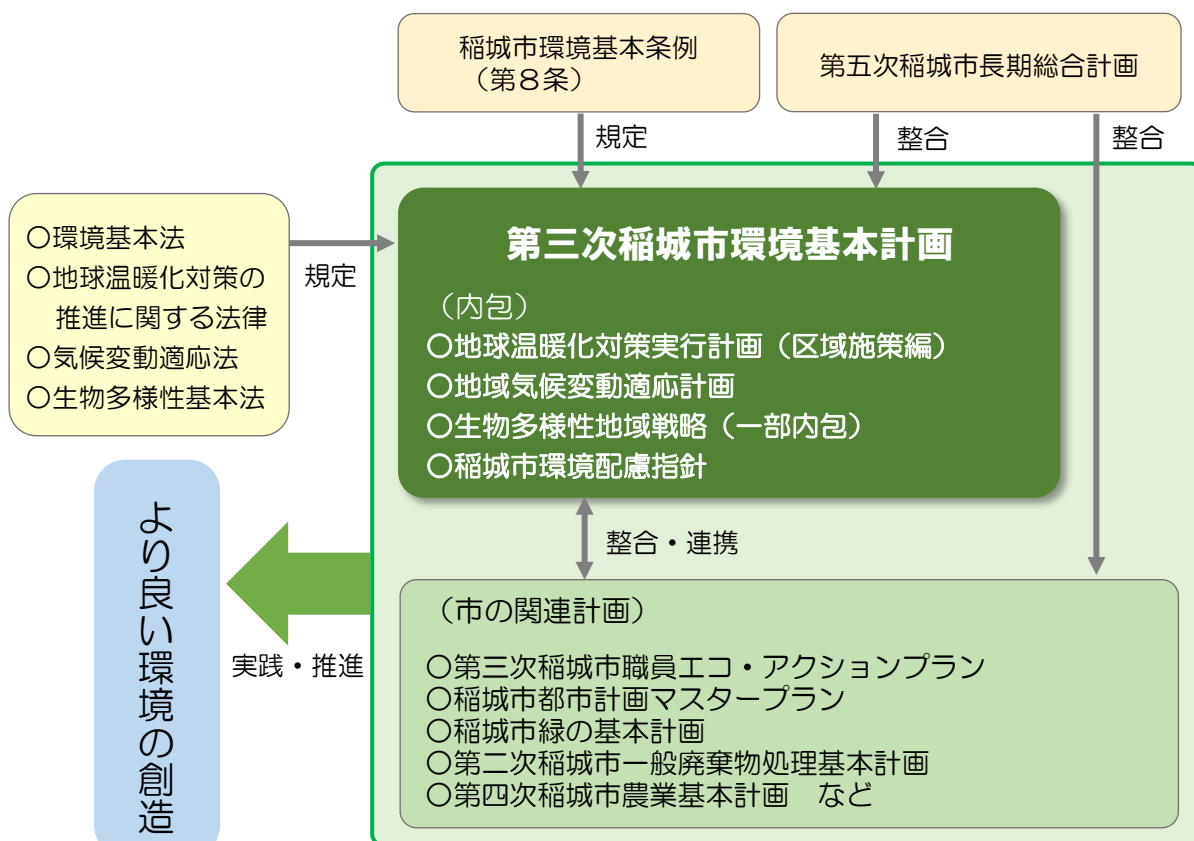


図 計画の位置付け

3. 計画の対象

私たちは、地球上に生存する生物の一員として、本市における多摩川や三沢川、大丸用水、多摩丘陵等の「水」と「緑」に代表される豊かな自然の恵みを享受する一方、大量消費、大量廃棄による様々な影響を与えながら、社会経済活動を発展させてきました。その結果、地球温暖化をはじめとする様々な問題が顕在化し、市民の生命・財産・生活に直接影響を及ぼす状況となってきています。

そのため、今日の環境問題に対して真摯に向き合いつつ、われわれ一人ひとりの行動に伴う環境への負荷を低減し、身近な環境から地球規模の環境に至るまで配慮した行動を実践し、健全で恵み豊かな環境を未来へ継承していくことが求められています。

本計画では、現在及び将来の市民が健康で快適な環境を確保していくために、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」、「環境教育・環境保全活動」の4つの環境の側面を対象とします。以下にそれぞれの環境要素との関わりを示しています。

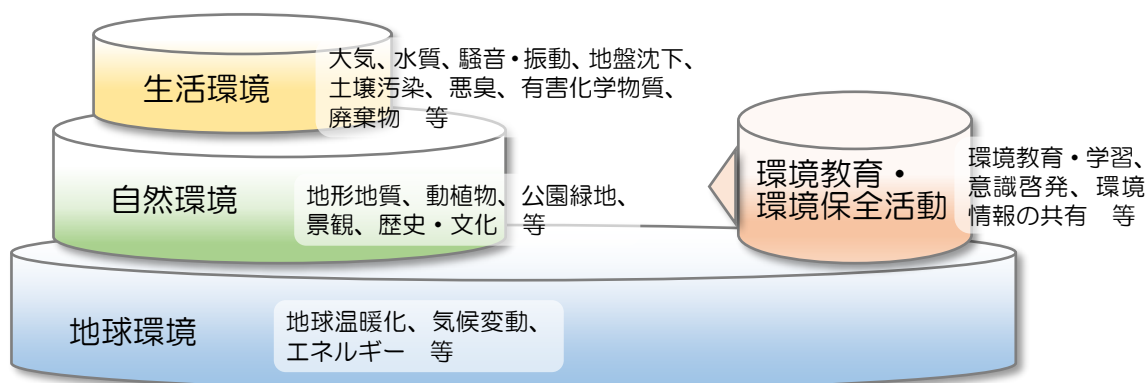


図 計画の対象とする環境要素

4. 計画の期間

本計画の対象期間は令和5（2023）年4月から令和15（2033）年3月までの10年間とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢などを勘案し、必要に応じて見直しを行うものとします。

初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目
令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032

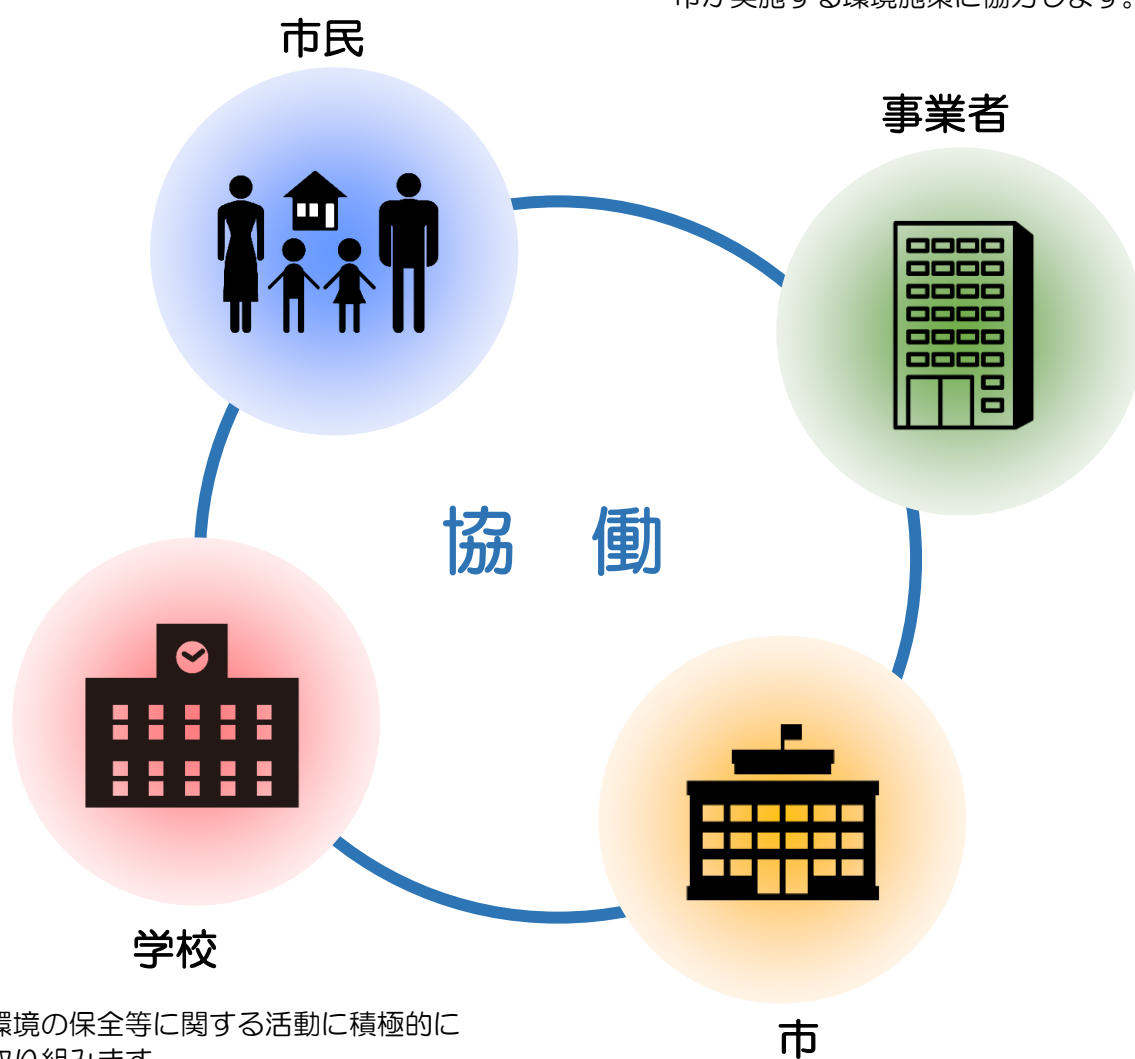
社会・経済状況や国・都の動向を踏まえ必要に応じて見直し

5. 計画の推進主体

本計画では、「市民」、「事業者」、「学校」、「市」が、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働してより良い環境の創造を目指します。

- 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用等、日常生活に伴う環境への負荷を低減します。
- 市が実施する環境施策に協力します。

- 事業活動に伴う公害を防止し、自然環境を適正に保全します。
- 事業活動による環境への負荷を低減します。
- 再生資源を利用するよう努めます。
- 廃棄物を適正に処理します。
- 市が実施する環境施策に協力します。



- 環境の保全等に関する活動に積極的に取り組みます。
- 市が実施する環境施策に協力します。

- 総合的な環境施策を策定し実施します。



コラム

地球温暖化の仕組み

地球は、太陽によって温められ、余分な熱が宇宙に放出されることで、生物が生きていく上でほどよい温度である平均約 14℃に保たれています。太陽からの距離が地球とほぼ同じである月の平均気温は-20℃です。

宇宙へ放出される熱の一部は、二酸化炭素（CO₂）や水蒸気などの温室効果ガスのはたらきにより地球にとどまります。もし、大気中に温室効果ガスが全くない場合、地球の平均温度は約-19℃になると言われています。このように、温室効果ガスは、本来生物が生きるために不可欠なものです。

しかし、現在は二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが増加したため、地球にとどまる熱が多くなり、平均気温が上昇しています。このことを「地球温暖化」と呼んでいます。

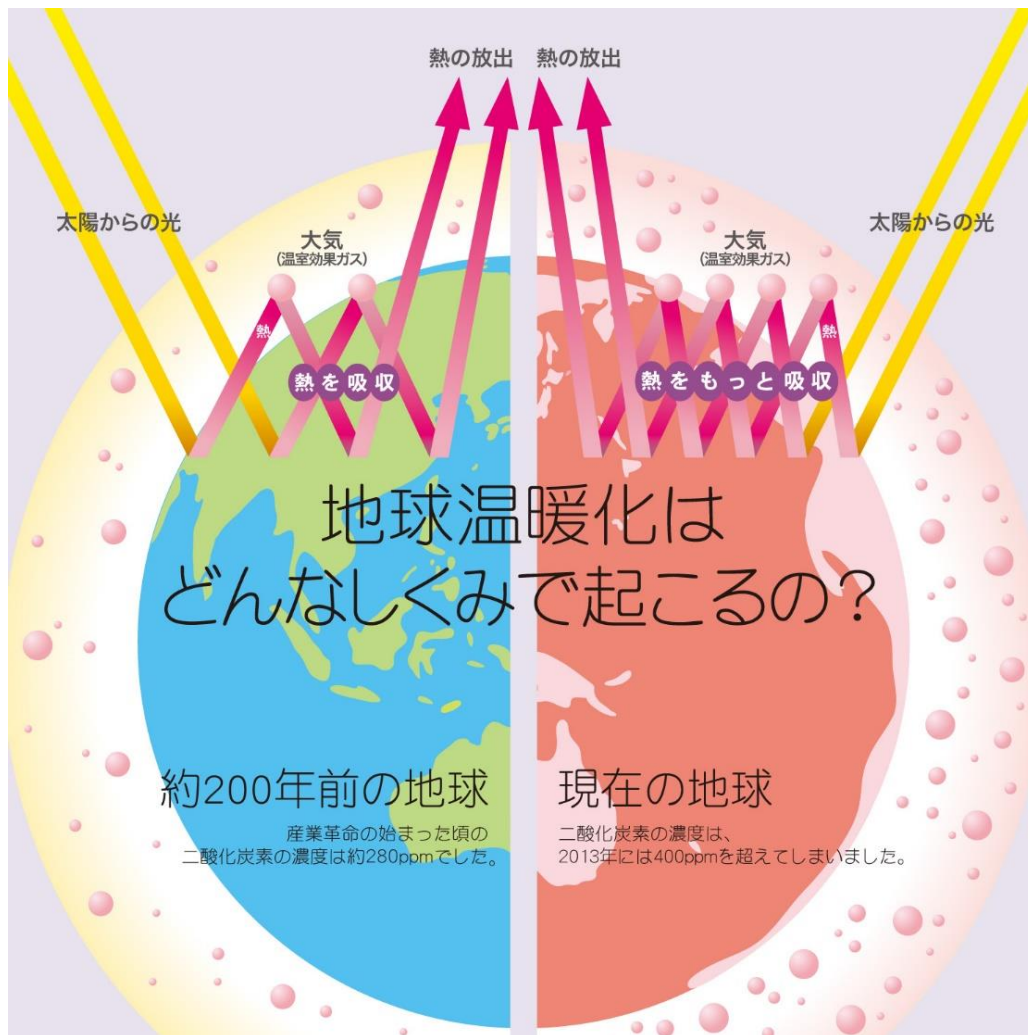


図 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

出典：温室効果ガスインベントリオフィス（全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）HP）